

インフルエンザワクチンの予防接種について

インフルエンザは毎年12月～2月にかけて流行します。普通のかぜに比べて全身症状が強く気管支炎や肺炎を併発し、重症化することが多いのが特徴です。発病や重症化を防ぐためにも、インフルエンザが流行する前に予防接種を受けておくことが有効です。

市では、インフルエンザに罹患すると重症化しやすい高齢者や小児の方を対象に、接種費用の一部を助成します。

○接種期間（助成期間） 10月1日～平成27年1月31日

○対象者

対象年齢	接種回数	助成金額	「予診票兼受診券」の交付方法
1歳以上～13歳未満の方	2回	1回につき 1,000円	9月末に個人宛に郵送
13歳以上～中学3年生に相当する年齢の方	1回	1,000円	
65歳以上の方（平成26年度内に到達する年齢）	1回	2,000円	健康推進課または各総合支所市民福祉課窓口にて交付 （障害者手帳を持参してください）
60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1・2級及び内部障害の障害者手帳3級を有する方（平成26年度内に到達する年齢）	1回	2,000円	

○個人負担金 医療機関の接種金額から助成金額を差し引いた額

○予防接種の受け方

先に郵送した「お知らせ」「注意事項」を確認のうえ、「インフルエンザ予診票兼受診券」「親子（母子）健康手帳」または「インフルエンザ予防接種済証」を持参し、医療機関で予防接種を受けてください。

○その他 転入した方等、通知書が届かない方で接種を希望する方は、下記までお問い合わせください。

申請・問 **かがやき** 健康推進課健康推進G ☎54-7121 FAX54-7123

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121（代表）

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111（代表）

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111（代表）

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111（代表）

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種について

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気で、気管支炎・肺炎・敗血症などの重い合併症を起こすことがあるため、予防接種を受けておくことが有効です。

この病気を防ぐための予防接種が平成26年10月1日から定期接種となり、市では、高齢者の方を対象に接種費用の一部を助成します。

○接種期間（助成期間） 10月1日～平成27年3月31日

○対象者 今までに、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受けていない方で下表に該当する方

	対象年齢（平成26年度内に到達する年齢）	助成金額	「予診票兼受診券」の交付方法
接定期	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方	4,000円	9月末に個人宛に郵送
任意接種	65歳以上の定期接種対象年齢以外の方	4,000円	健康推進課または各総合支所市民福祉課窓口にて交付
	60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1・2級及び内部障害の障害者手帳3級を有する方	4,000円	健康推進課または各総合支所市民福祉課窓口にて交付 （障害者手帳を持参してください）

○個人負担金 医療機関の接種金額から助成金額を差し引いた額

○予防接種の受け方

先に郵送した「お知らせ」「予防接種を受ける前に」を確認のうえ、「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票」「高齢者肺炎球菌予防接種済証」を持参し、医療機関で予防接種を受けてください。

○その他 転入した方等、通知書が届かない方で接種を希望する方は、下記までお問い合わせください。

申請・問 **かがやき** 健康推進課健康推進G ☎54-7121 FAX54-7123

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121（代表）

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111（代表）

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111（代表）

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111（代表）